

平成13年 3月21日

日本原子力学会倫理規定案について

日本原子力学会倫理規定制定委員会*

日本原子力学会では、平成11年9月に「日本原子力学会倫理規定制定委員会」を設置し、内外学協会等の倫理規定の調査を進めるとともに、本学会の倫理規定原案について検討を重ねてきました。またその間、平成12年3月に開催された「2000年春の年会」においては、総合報告「原子力と倫理—原子力学会としての取り組み—」を企画、委員会における検討状況を報告するとともに会員の皆様からご意見をいただき、その後の検討の参考にしました。

平成12年11月より学会誌、ホームページで原案をご披露し、広く皆様方からご意見をいただいております。いただいたご意見に基づき、さらに委員会で検討を加え、修正案がまとまりましたので、学会ホームページ(<http://wwwsoc.nacsis.ac.jp/aesj/>)にてご披露いたしますとともに、「改定箇所一覧」と「代表的なご意見とそれに対する回答」を本誌にてご報告いたします。

倫理規定案は、原案を見ていただくとお分かりのように、前文、憲章、行動指針の3部分から構成されています。前文は全体を通しての精神的な条項を中心としており、憲章は独立した重要な項目を規定し、また行動指針は前文・憲章に基づいた具体的な行動の指針となるものです。

委員会メンバーとしましてもこの原案が完全なものとは考えておりません。倫理規定とは未来永劫不変なものではなく、時代に応じて見直していくべきものです。また上から与えられるものでなく、会員各自が自分の言葉に置きなおして身近に置き、日々の行動の道しるべにすべきものだと思います。したがってその内容について会員全員で議論することこそが大切であり、その議論の結果、得られた会員の合意に基づく意志表示でなければならないと考えています。

今後とも皆様から積極的にご意見を賜り、さらによりものにしていきたいと願っております。つきましては、ご意見がございましたらいつでも結構ですから学会宛てにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

会員の方は会員番号と氏名を、また非会員の方でもご意見をいただける場合は連絡先と氏名を、それぞれ明記のうえ、日本原子力学会倫理規定制定委員会宛てご意見をお寄せください。住所とメールアドレスは以下の通りです。

〒105-0004 東京都港区新橋2-3-7 新橋第二ビル3F

(株)日本原子力学会 倫理規定制定委員会

E-mail: atom@aesj.or.jp

* 委員長 西原英晃, 委員長代理 大和愛司,

委 員 五百旗頭弘之, 木村逸郎, 鈴木正昭,

関 昌弘, 角山茂章, 成合英樹, 仁科浩二郎, 藤井靖彦, 班目春樹

倫理規定（案）の改定箇所		
改定箇所	旧（２０００年１１月１日版）	新（２００１年３月２１日版）
前文	原子力が人類に著しい利益をもたらすとともに、大きな災禍も招く可能性があることを我々は常に深く認識し、原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。 そのため原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の行為に誇りと責任を持つとともに、社会における調和と理解を得よう努め、法令・規則を遵守し、安全を確保する。	原子力が人類に著しい利益をもたらすとともに、大きな災禍をも招く可能性があることを我々は常に深く認識し、原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。 そのため原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の行為に誇りと責任を持つとともに <u>常に自らを省み、社会における調和を図る</u> よう努め、法令・規則を遵守し、安全を確保する。
憲章 1.	会員は、人類の直面する諸課題の解決に向け、原子力の平和利用に徹する。	会員は、 <u>原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。</u>
憲章 5.	会員は、自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け、公開を原則として行動する。	会員は、自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け、 <u>公開を旨とし説明責任を果たすよう行動する。</u>
憲章 7.	会員は、専門の業務に関して契約のもとに被雇用者、代理人あるいは受託者として誠実に行動する。	会員は、 <u>本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関し契約のもとに誠実に行動する。</u>
行動指針 1-1.	したがって、会員は専門とする技術がその大小はともあれ災禍を招く可能性があることを認識し、その技術を通じて人類の福祉に貢献するよう行動しなければならない。	会員は専門とする技術がその大小はともあれ災禍を招く可能性があることを認識し、その技術を通じて <u>人類の福祉に貢献するよう行動しなければならない。</u>
行動指針 1-3.	人類の快適な生活の確保のためには、適正な経済成長とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが、それに至る道筋は明らかではない。	人類の快適な生活の確保のためには、 <u>経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが、それに至る道筋は明らかではない。</u>
行動指針 2-4.	会員は、原子力・放射線関連の施設の運転管理にあたり、経済性を安全性に優先させてはならない。また、資金不足を安全性の低下した状態の放置の理由としてはならない。自らの権限でこれを改善できない場合には、権限を有する者へ働きかけ、それでも改善されない場合はその情報を公開しなければならない。	会員は、原子力・放射線関連の施設の運転管理にあたり、 <u>経済性を安全性に優先させてはならない。また、資金不足を安全性の低下した状態の放置の理由としてはならない。</u>
行動指針 2-5.	(なし)	会員は、運転管理する施設の安全性向上に努めなければならない。安全性の損われた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者へ働きかけ、それでも改善されない場合はその情報を公開しなければならない。
行動指針 2-8.	公衆の安心は、原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる。	公衆の安心は、原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によつて強化される。
行動指針 4-5.	会員は、所属する組織が原子力分野の公的資格を尊重しているかを見極め、十分尊重していない場合には尊重させるよう働きかけなければならない。組織は所属員の公的資格取得に積極的に取り組まなければならない。また、組織は公的資格取得者を優遇するようにしなければならない。	会員は、所属する組織が原子力分野の公的資格を尊重しているかを見極め、十分尊重していない場合には尊重させるよう働きかけなければならない。組織は所属員の公的資格取得に積極的に取り組み、 <u>公的資格取得者を優遇すべきである。</u>
行動指針 5-2.	原子力の安全に係る情報は積極的に社会に公開しなければならない。会員は、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利な情報であっても、決して隠してはならない。情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。	原子力の安全に係る情報のうち安全および公益に係るものは、 <u>適切かつ積極的に公開しなければならない。</u> 会員は、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利であっても、 <u>公開を妨げてはならない。</u> 情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。
行動指針 5-5.	(なし)	会員は、専門の業務について、その目的・方法を他者に説明する責任があることを忘れてはならない。 <u>直ちに説明が難しい場合には、説明する方法を自分自身で、または周囲の者との協力により、構築していかねばならない。</u>
行動指針 6-2.	会員は、専門家としてその専門知識を広め、公衆が正しい判断をするよう啓蒙に努めなければならない。	会員は、専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努めなければならない。
行動指針 6-3.	会員は、原子力関係の業務については、その目的・方法に対し他者に説明責任を負っていることを忘れてはならない。直ちには説明が難しい場合には、説明する方法を自分自身ないしは周囲の者との協力により構築していかねばならない。	(削除)
行動指針 7-4.	会員は、被雇用者、代理人あるいは受託者として業務を行なう際、利害関係の相反を回避しなければならない。被雇用者として所属する組織を規制・監督する組織の受託者あるいは代理人として規制・監督に関する業務を行なうこと、また逆に、被雇用者として所属する組織が規制・監督している組織のための業務に就くことは慎まなければならない。新たな業務を行なう際、潜在的な利害関係を含め利害関係を有する業務を既に行なっている場合には、このことを雇用者又は依頼者に開示しなければならない。	会員は、 <u>雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行なう際、利害関係の相反を回避しなければならない。</u> 自らが所属する組織を規制・監督する立場にある組織の受託者として規制・監督に関する業務を行なうことは、 <u>慎まなければならない。</u> 新たな業務を行なう際、潜在的な利害関係を含め利害関係を有する業務を既に行なっている場合には、このことを雇用者又は依頼者に開示しなければならない。

平成13年 3月21日

代表的なご意見とそれに対する回答

1. 倫理規定制定の経緯について

意見：学会が倫理規定を制定することにしたことについて、我々一般の会員は報道やホームページ、学会誌で突然知らされたという印象を持っている。学会誌に簡単な経緯の説明はあるが、「なぜ今、原子力学会が倫理規定を作らねばならないのか」という背景について、もう少し説明してほしい。

回答：科学技術は様々な形で我々の日常生活に影響を与えています。科学技術はわれわれに多くの快適さと夢を与えてくれた一方、健康と環境に悪影響をもたらしたのも事実です。科学技術のプラス面を最大限に生かし、マイナス面をできる限り少なくすることが科学技術を専門職とするわれわれに与えられた使命です。科学技術といっても様々な分野があり、専門家の身につけておくべき倫理性も、一般的な道徳感のほかに、分野によって特に注意が必要な部分もあります。原子力は、その特徴ある分野の一つと言ってもよいでしょう。倫理的に間違った形で科学技術の使用は、大きな災禍を招く可能性が高いと言えます。原子力はその代表の一つと言っても言い過ぎではないでしょう。科学技術を社会で現実のものとして具現して行く専門家には、公衆を災禍から守る責任があります。科学技術の影響についての知識において公衆と専門家とは同列ではなく、公衆は自らの安全を専門家に託さざるをえない状況にあります。科学技術の倫理の先進国である米国では、専門職の倫理は大学の必須科目とされており、また学協会ごとに倫理規定が定められてきています。我が国では、古く1938年3月、土木学会が「土木技術者の信条および実践要綱」を発表していましたが、最近までその取り組みはあまり見られませんでした。原子力だけでなく科学技術の多くの分野でモラルの欠如が指摘され、技術立国を標榜する我が国の技術の根底が揺さぶられています。この問題は最近になって日本学術会議など、識者によって指摘されるようになりました。そのため、近年、多くの学協会では倫理規定の改訂や制定がなされています。

原子力界においては、ここ数年、データの改ざんなど技術者のモラルに反する出来事が相次ぎました。理事会での議を経て、1999年9月、JCO事故発生の直前から倫理規定制定を目指した作業が開始されました。専門職倫理については、原子力学会員は個人会員、賛助会員を問わず、常日頃から考えて

いるべきことであり、その道しるべを与えるものとして学会の倫理規定を制定することは有用だとの認識にもとづくものです。我々は、倫理規定の制定だけで倫理が絡む原子力分野の事故・トラブルが防止できるなどとは考えてもいません。しかし倫理問題について議論することは会員の倫理感の向上に役立つと思います。これを出発点として会員の間で議論が進むことを切望しております。

2. 倫理規定制定の目的について

意見：倫理規定によって事故が減る、安全性が増すなどと考えることはおこがましい。

回答：倫理規定さえできれば事故が減るとは考えておりません。しかし技術者の倫理が高まれば事故防止に少しは寄与しうることも事実だと考えます。

意見：事故を減らすには、学問や技術の進歩、組織や制度の適正化が必要なのであり、倫理の問題ではない。

回答：事故の防止のためには適切な検査制度の導入・実施が並行してなされるべきです。学問や技術の進歩も当然必要です。しかし人間が引き起こす事故については倫理の問題にも目を向ける必要があります。

意見：事故はむしろ必ずあり得るので、そのことを正確に社会に伝える必要がある。どの程度の事故の大きさ、頻度、環境への被害まで受容できるかは、経済学や社会学等の見地からも検討されるべきである。また確率論的安全評価等の手法は、技術的対策をどこまでしておくべきかの解答を出すのに役立つ。このように安全性は技術ばかりか社会学、経済学、人間学にまたがる壮大な研究対象である。学会としてはその答えがまだ確立していないことこそを重視しなければならない。それをさておいて倫理規定を定め、いろいろな人を律するのは、学問をないがしろにしているという意味で学会のとるべき立場ではない。

回答：事故・故障を皆無にすることはご指摘のように不可能です。しかし技術により大きな被害の発生は限りなくゼロに近づけることができます。安全の目標をどこにおくか自体もご指摘のように学問の対象です。しかしその結論を待たなくとも、事故防止に努力すべきことでは誰しも一致しているはずです。努力すべきことを意識することが倫理向上につながります。これまで学会では倫理の問題を正面からは取り上げてきませんでした。倫理規定を定めることは倫理について会員が考える機会となります。倫理について深く考えなかったために倫理上の問題を引き

起こすということもありと思います。会員は倫理の問題について考える習慣をつけるべきだと考え、倫理規定を制定しようとしているのです。なお、専門家倫理も学問の対象分野であると思います。

3. 倫理規定の改定と運用について

意見：倫理規定として直ちに完全なもの、未来永劫不変なものを制定しようとしているのでないこと、会員が自分の言葉に置き直して身近に置き行動の道しるべにするものという考え方に賛成する。完全なもの、不変なものでないのなら、どこかに見直しの時期を明記したらどうか。特にこれは本学会でははじめての試みなので会員の声を受けた見直しは大切である。

回答：残念ながら見直しの方法や時期については決まっていないというのが実情です。したがって倫理規定中にこれを明記するのは困難です。また、見直し時期等を形式的に定めてしまうことは、倫理規定というものにはそぐわないのではないかと考えます。しかしご趣旨はよくわかりますので、とりあえずはこのことを前書きに書いておくとともに、倫理規定制定後も倫理規定制定委員会を継続設置するよう努力します。

意見：学会はただ倫理規定を制定するだけか。それを会員に守らせようと努力はしないのか。制定した以上は責任を持って遵守状況を確認すべきではないか。罰則はどうするのか。会員外の者の訴えを受け付ける仕組みなど作る気はないか。

回答：学会の責任の第一は倫理規定を提示することにより会員の自覚を促すことです。倫理規定制定の目的はここにあります。一方、倫理規定を遵守させる仕組みは別に考えなくてはなりません。学会では倫理規定制定後も「倫理規定委員会」を継続設置することを検討しています。この委員会においては、まず規定の見直しを定期的に行う予定です。倫理問題の難しさは、許されることと許されないことの境界が明確でなくどこに線を引くべきか簡単には結論できないこと、規定に書かれている複数の条文を同時に満足することは難しい状況も生じうることで、などにあります。公衆の安全は最優先されなければならないものですが、どのような事例が公衆の安全に関わるものであるかも自明ではありません。この曖昧なところをはっきりさせるよう、事例をもとに研究していくことも必要で、これも委員会で実施すべき課題です。倫理規定に違反している会員に警告を発したり、会員がその所属する組織との間で倫理上のトラブルを生じたとき調整する機能を持たせるというのも考えられます。会員以外のかたのご意見を聞く場を設けることも検討すべきでしょう。しかしながら

学会はまだ倫理規定自体を検討している段階にあり、そこまでの検討は進んでおりません。ご猶豫をいただきますようお願い申し上げます。

4. 行動指針の書き方について

意見：細かく行動指針が定められているが、長すぎて読む気が起きなくなるのではないか。

回答：倫理規定を前文と憲章だけとすることも考えられます。しかしこれだけを提示することで会員が十分に考えるようになるのだろうかという疑問があります。倫理規定の制定は会員に日頃倫理について考えてもらうことが第一の目的だからです。また憲章まででは、その意味がわからなかったり解釈がまちまちになることが多いと考えました。憲章までを読んで疑問を感じたとき、行動指針を読んでいただければ少しははっきりするのではないかと思います。このため行動指針は憲章と対応する形で書いてあります。行動指針をここまで書いてもまだ不十分だと考えており、今後さらに検討していきたいと存じます。

意見：細かすぎて、なにか個人の尊厳に立ち入っているような気がしてならない。

回答：倫理についての意識の高いかたにとっては、行動指針に細かく盛り込まれた内容は言うまでもないことで、個人の尊厳に立ち入っているとの感想を持たれるのだと思います。しかし短く美しい言葉にはなんとなく同意してしまい、問題を深く考えさせる材料にはなりにくいのではないかと懸念しています。会員は専門家の倫理について常に深く考えている人間だけとは限りません。考える出発点としてもらうという意図で、あえて疑問を感じるような表現も採用しております。文章も十分練れているとは言えません。しかし細かい点は今後修正していけばいいと考えます。

意見：詳細は、副読本、解説集、または事例集にして説明を十分につくすことで、規定は簡単にしたらどうか。倫理規定は短いわがかな条文だけにすべきではないか。

回答：副読本、解説集、または事例集を作ること今後検討したいと存じますが、これには準備に時間がかかります。今回はあくまで提示した形の倫理規定について制定の可否を問うているところで、会員の基本的賛同が得られるなら制定させていただきたいと存じます。

意見：行動指針には多数の「しなければならない」という規定があるが、できそうもない崇高な規定を押し付けられた会員は、退会するか規定を無視して行動することになる。そうなのは制定する意味がない。例えば「不断の努力」や「最大限の努力」は文字通り解釈

するなら通常の仕事はうち捨てても取り組みということで、不可能の強制である。

回答：倫理規定の内容には非常に厳しく解釈をした場合遵守できないというものもあるかもしれません。しかし「不断努力」や「最大限の努力」という言葉で要求しているのは、「問題を意識した場合には常に努力」、「可能な限り最大限の努力」を払うことで、不可能だとは思いません。字面だけで不可能の強要と決めつけないでいただけると幸いです。なお、「安全確保のため常に最大限の努力を払う」ことは通常の仕事に優先すると考えます。もちろん倫理規定は道しるべにすぎず、具体的な行動はどうあるべきかまでは倫理規定に書くことはできません。その状況に応じて会員自身で考え、判断し、行動することになります。倫理規定はそのときの道しるべで、可能な解を探すのは会員個々の責任です。今後は具体的事例に則してどのように行動すべきかの議論も行っていくべきだと考えます。実際の行動は会員に任されているからといって倫理規定を制定する意味がないとは思いません。少なくとも、会員が専門家としての倫理的行動とはどういうものかを考える機会を提供します。

意見：人には固有の倫理観・価値観があり、その多様性を認めることから研究者や専門家は互いに啓発されるはず、というのが学会の暗黙の理念である。特定の行動指針のみが是とされるよう制定委員が提案することは妥当とは思えない。

回答：ご指摘のように倫理観や価値観は細かい点では個人ごと、社会ごとに異なります。しかし私たちの属する様々な社会にはその社会ごとに共通するモラルと常識が存在することも事実です。共通する部分について明文化することは多くのメリットがあります。まず倫理について考える機会を与えます。あらかじめ考えておくことは、自らが倫理的な問題について判断を下す必要に迫られたとき、適切な解を見つけることに寄与します。原子力学会は原子力の専門家からなる組織です。原子力の専門家はどのように振る舞うのが倫理的か、自ら議論することも大切です。原子力の専門家以外のかたがたと議論することも大切だと思います。我々は特定の会員の倫理観を他の会員に押し付けるつもりは毛頭ありません。共通する部分の明文化に努力しておりますので、もし賛成できない部分がありましたら具体的にご指摘いただければ幸いです。

意見：会員全員が一致して、かくも多くの規定に賛同するとは思えない。

回答：会員のかたがたには、読む気にならないなどとおっしゃらずに是非一読して下さるようお願い申し上げます。

5. 法と倫理規定との違いについて

意見：行動指針の中には「しなければならない」という表現が多用されている。これは他の選択肢は許さないことを意味する。あらゆる場合に個人がこの厳しさに耐え得るか、疑問に感じる。情報の公開を例にとると、今回の原子炉等規制法の改正された条文では「従業者はその事実を主務大臣に申告することができる」としており、「申告しなければならない」とはしていない。組織に対しては「その申告を理由として従業者に対し不利益な取り扱いをしてはならない」とし、個人と組織の立場をはっきりわけて、個人が不利益を蒙らないようにしている。倫理規定に「組織は守秘義務違反を問うてはならない」などと書くいても実効性は疑問である。学会が積極的に個人を守るのでないならば、「公開しなければならない」などとせず、「公開することが望ましい」とすべきではないか。

回答：法律と倫理規定では役割に差があります。法律はそれを遵守させる強制力を有し、問題を生じさせた者を罰することに重点が置かれます。自ら生じさせたものでない問題を解決する努力を払わなかったことを罰することに対しては慎重にならざるをえません。一方、倫理規定は会員の心構えと言行の規範であり、会員が自らの意志で外部に対し宣言するものです。専門家は公衆に対し、自ら生じさせたものでない問題についてもそれを解決する努力を払う倫理的義務があります。情報公開は法的義務ではなく倫理的義務であり、このように明記すべきものと考えます。なお、安全確保の実現について補足しますと、自らは問題を起こさないというのが安全確保の消極的実現方法であり、自らが生じさせた問題でなくても解決の努力を払うというのが積極的な方法です。法律では通常後者についてまで要請できませんが、倫理規定はそこまで踏み込んで要請しているのです。

意見：実際問題として、「安全に係る情報」、「公衆の信頼感・安心感を失わないための情報」とは何かについては解釈に大きな幅がある。倫理規定を信じて情報公開し個人的不利益を蒙った者が学会を訴えた場合、学会はどのような責任を取れるのかが心配である。ここは法律に任せて法律以上のことは書くべきでないと思う。

回答：「安全に係る情報」、「公衆の信頼感・安心感を失わないための情報」とは何かについては、学会としても今後具体的な状況に即して検討するなどして答えを出していく努力が必要と考えます。学会が訴えられることを心配する必要はありません。正しい情報公開であれば法律がその個人を守ります。

6. 倫理規定はもめごとの奨励ではないかという懸念に対して

意見：「自らの権限で安全性の低下を改善できない場合には、権限を有するものへ働きかけ、それでも改善されない場合はその情報を公開しなければならない」という条文は、常に「くび」を懸けて闘えと言っているようなものである。もめごとは必ずしも安全につながる。未熟な者がこの条文を盾に職場を乱すのではないかと心配である。

回答：この条文は闘争を勧めているものではありません。まずなすべきことは、自らの職場が問題を生じたときに改善を提案できる環境であるかどうか省みて、もしそうでなければ改善する努力を日常的に払うことが大切です。権限を有する者へ働きかけても具体的には誰に対して実施するかは状況ごとに異なるでしょう。ご指摘のように闘争という形を選ぶことはかえって問題解決を難しくするので避けられる場合は避けるべきです。条文をよく読んでいただければ、これが闘争の勧めでないことはご理解いただくと存じます。またそのことがよくわかるよう、副読本や解説集を作ることも今後検討したいと存じます。ただし公衆の安全に関わる場合は闘争も恐れず情報公開しなければならないことは重ねて強調させていただきます。公衆の安全なくして職場の和もありえません。

7. 非会員への会員の責任について

意見：事故は、学会にも入会していない小さな企業が起す恐れがある。小さな企業では安全について社員の意見具申を聞かない、あるいは言わせないところもあるかもしれない。また、大きな原子力企業でも役員や技術者の多くが学会に入っていない。非会員が発生するトラブルについて学会は責任がないと言っているのか。

回答：行動指針前文の「非会員が生じさせる原子力分野のトラブルに対しても会員は一定の責任を有することを自覚しなければならない」は学会が指導的役割を果たすことによって非会員の生じさせるトラブルの防止にも努めるという意味表示です。これは個人だけでなく組織も対象となります。賛助会員になっていない企業も原子力の事業をしているのなら賛助会員である組織と取り引きがあるはず。その取り引きを通じて賛助会員の組織は安全文化を広めるべく努めねばなりません。

8. 組織と個人の関係について

意見：「自己能力を把握し安全を損なう恐れがないか自問せよ」個人会員に要求されても戸惑う。組織におい

ては、適正な技術力がない者が組織の都合上責任あるポストについて対応しなければならなかったり、過重な業務を押しつけられて過労状態で業務を遂行している、等の問題のほうがはるかに大きい。組織と個人の問題は突き詰めれば個人の能力の自己評価、自己責任に帰する面もあるが、組織要因に絡む問題への配慮をお願いしたい。

回答：学会には賛助会員として組織も入会しています。したがってこの条文は会員である組織に対しても向けられているものです。ただ学会の倫理規定なので、会員でない組織はこの規定を遵守する義務はなく、組織を律する条文を数多く書いてもその有効性は疑問です。実際問題として、学会の主たる構成員は個人です。ここで、組織対個人という捉え方だけをするのでなく、組織といえども基本的にはそれを構成する個人で成り立っていることを思い起こしてください。「会員は、所属する組織が安全確保のため十分な努力を払っているかを見極め、万一不十分なときは組織を変革するよう努め、組織を良くすることに会員は責任を持っていただきたいのです。組織には非会員もいらっしやと思います。その非会員にも働きかけてください。組織が果たすべき責任についてもそれを構成する個人の責任が大きいことを忘れてはならないと思います。

9. 平和利用への限定について

意見：「核兵器の研究、開発、製造、取得、利用に一切参加してはならない」とあるが、基礎研究の成果は軍事にも転用できる。これを完全に守ることは不可能ではないか。

回答：基礎研究の場合、核兵器と平和利用との間の線引きが難しいことは事実です。この条文は、核兵器開発に明らかにつながる仕事には従事しないことを要求するものです。人類の破滅を招く研究か、福祉を目指す研究かの線引きは会員自身の責任です。

意見：核兵器開発への従事をあまりに厳しく規制すると知識の枯渇を招くのではないか。

回答：核兵器開発に明らかにつながる仕事への従事を禁じても新知識の枯渇を生じる恐れはないと考えます。

意見：現在原子力開発は平和利用に限ることを原子力基本法で定められているからいいが、将来原子力基本法が改正されて日本も核兵器開発に乗り出すことになったときはどうするのか。

回答：この条文は単に原子力基本法を守れと言っているではありません。「自らの尊厳と名誉に基づき参加してはならない」という表現を選んだのは、法が禁ずるという受身の理由でなく自らの意志によるものだということを明確に表すためです。将来、原子力基本法が改悪され、我が国が法的に核兵器開発を認め

る恐れも皆無ではないかもしれません。そのようなことがあろうとも会員は平和利用に徹することを要求しているのが本条文であり、重い規定であることを会員は理解しなければならないのです。

意見：外国人で核兵器の開発に携わっている者は入会できないのか。

回答：外国人は原子力基本法を守る必要はありませんが、日本原子力学会に入会するなら本倫理規定を遵守する義務を生じます。核兵器保有国において核兵器開発に携わっている外国人は、自らの尊厳と名誉に基づきそれをやめない限り入会できません。これは平和利用に徹するという学会の決意の表明です。

意見：核兵器だけを禁止するのでは不十分ではないか。どうせ規定するのならすべての大量殺戮兵器開発に参加すべきではないと決意表明して欲しい。

回答：核兵器だけでなく生物兵器、化学兵器も含めたり、大量殺戮兵器全般を含める規定にすることも考えられます。しかし兵器一般とすることはできません。国の自衛権は認められるべきで、兵器一般としては会員全員の合意が得られるとは思いません。したがってどこまで含めるかは慎重に考えなければなりません。原子力学会の特性を考慮し、象徴的に核兵器をあげております。

10. 原子力推進に対する会員と規定の関係について

意見：本学会の目的は、「原子力の開発発展に寄与する」となっている。これは一見当然のようであるが、実際には学会員の中にはこの趣旨に賛成ではない人、すなわち原子力開発に反対の人もいるように推測される。また純粋に学問的な興味から会員になっている人もいであろう。そのような人にとって上記目的自体があてはまらないので、倫理規定に見られる基本姿勢も当然賛成できないであろう。会員はすべからず「原子力の開発発展に寄与」すべきであり、「原子力発電からの段階的な撤退」を目指す人間は入会すべきでないとしていいのか、この機会に検討していただきたい。

回答：原子力が現在広く利用されていることは誰しも否定することはできません。原子力利用そのものに反対であるなら、代替策を明示し、現在の原子力利用をどうしていくのかを示す必要があります。そのための不断の努力をする者は会員の資格を有すると考えます。

○編集委員会への意見窓口「目安箱」を設置します○

編集委員会は、読者・会員・投稿者・査読委員等からの率直な意見・提言に謙虚に耳を傾け、共に育んで行く「双方向」性の学会誌・英文論文誌を目指し、意見窓口「目安箱」を設置しました。下記のようなご意見・お問合せがございましたら、遠慮なくお寄せ下さい。

- (1) 論文投稿者からの査読に関するご意見・問合せ
- (2) 論文査読委員からの査読に関するご意見・問合せ
- (3) 読者等からの学会誌の企画・編集および掲載記事に関するご意見

- (4) 読者等からの英文論文誌の編集、学会誌および英文論文誌掲載論文に関するご意見

- (5) 読者等からの新刊図書の書評の推薦

ご意見等はなるべく電子メール(meyasu@aesj.or.jp)によりご送付下さい。もちろん、FAX・郵送でも受け付けますので、学会事務局までお送り下さい。編集委員会にて調査・検討の後、担当編集委員が責任をもって回答致します。学会誌・英文論文誌の編集活動への会員皆様の積極的な参加をお願いします。